令和7年度　下田市特定健康診査受診勧奨業務仕様書

１ 概要

下田市国民健康保険特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診率向上のため、特定健診の現状分析を行い、個人の背景に合わせた効果の高い受診勧奨業務。

２ 委託の目的

下田市（以下「発注者」という。）の特定健診の受診率は下田市第３期データヘルス計画及び第４期特定健康診査等実施計画に示されおり、この目標の実現に向けて、委託事業者（以下「受注者」という。）へ特定健診等の必要なデータを提供し、データを活用した効率的・効果的な受診勧奨施策を立案・実施し特定健康診査受診向上を図る。更に実施後の結果から次期受診勧奨の早期計画・早期介入準備を行い、受診率が停滞することのない事業展開を図ることを目的とする。

３ 契約期間

契約締結日から令和８年３月 25 日まで

４ 発注者が行う業務内容

データ等の提供

（１）発注者は別紙「発注者が受注者に提供するデータ等」にあるデータを提供する。

（２）データの提供は、原則として、LGWAN を通じて提供するものとする。

（３）（２）の運用ができない場合は、受注者が指定するセキュリティの担保されたファイル共有サービス、または追跡可能な配送サービス（レターパック、書留、特定記録郵便、ゆうパックなど）の利用により 発注者と受注者の間でデータの授受を行う。

（４）（２）、（３）とも運用ができない場合は、発注者と受注者にて協議の上、個別に提供方法を決定する。

５ 受注者が行う業務内容

（１）データ分析業務

受注者受注者は前項により発注者が提供するデータ等について、受注者が独自に開発した人工知能を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

ア データ分析を可能にするためのデータ加工業務

発注者から提供される各データファイルを統合し、可能な限り欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業

を行う。

イ　受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値(受診確率)を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

ウ　受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

イにより特定した受診勧奨すべき対象者の特性を独自に開発した人工知能を用いて分析する。また、健康意識や性格等のセグメント別に異なる５つ以上のグループに分類し、個人情報（番号･氏名･カナ･性別･生年月日･郵便番号･住所等）やセグメント化に必要な情報がわかる特定健診受診勧奨対象者リストを作成する。

エ　受診勧奨対象者の決定業務

健診対象者の健診受診の予測値(受診確率)及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に対して、①受診勧奨すべき対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨メッセージを作成する。発注者の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。なお、対象者の決定は、発送日の約２週間前を目途とする。

オ　統計情報の利用

発注者から提供されたデータ等について、委託業務の範囲において個人が識別できないよう加工した情報（統計情報（発注者の受診率等を含むがこれに限らない。）やシステム数値等）を受注者の業務の改善、製品開発、新規事業等に利用（複製、複写、改変、第三者への提供を含む。）する。なお、この規定は、本契約における他の規定に優先して適用されるものとする。

カ　個人情報の廃棄等

受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報（受注者が自ら収集した個人情報を除く。）が記録された資料または媒体等を、この契約の有効期間終了後６ヶ月以内に廃棄（第三者へ廃棄を委託する場合を含む。）する。ただし、受注者は、発注者からの期末報告書の再出力等の追加業務への対応等のために必要と判断した場合、当該期間経過後も必要かつ合理的な期間、当該資料または媒体等を保持及び利用する。この場合であっても、発注書が廃棄を指示した場合、受注者は直ちに当該資料または媒体等を廃棄する。なお、この規定は、本契約における他の規定に優先して適用されるものとする。

（２）受診勧奨業務

受診勧奨対象者の抽出方法を発注者に提示し了解を得た後、次のとおり対象者に対し効率的かつ効果的な受診勧奨を実施する。なお、発注者から除外対象者が示された場合には、その者は対象者から除外する。

ア　想定通数

発送通数は約 5,500 通とするが、発注者と協議のうえで最終的な発送通数を決定する。

イ　通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、受診勧奨対象者の特性に応じた個別具体的な通知物とし、実際に自治体の受診勧奨事業において既に効果・実績があるものを参考に、本市のデータ分析から傾向を捉え本市用に内容を修正し決定する。

通知物には、発注者が作成する WEB 予約ページの二次元コードを記載すること。

通知物に、宛名番号を印字すること。

ウ　受診勧奨用資材の種類

アにより用いる通知物（受診勧奨用資材の種類）は、合計 5 種類以上とする。

エ　通知物の印刷

圧着形式のハガキ又はリーフレット、単版はがき形式等で通知物を印刷する。

オ　通知物の宛名印字、送付等

宛名印字に関しては、漢字またはカナ印字で行う。また、漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。

送付については、送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置がされた方法のうち、最小限の費用で実施できる方法を選定すること。

カ　通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、発注者に事前に校正の確認を行う。校正は最大 3 回とする。

キ　受診勧奨対象者の最終決定

発注者から提供される既健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の 2 週間前までの授受とする。それ以降の勧奨対象者の変更は行わない。

ク　サンプル納品

通知物発送後速やかに、発注者に対し各 10 部のサンプルを納品する。

（3）受診勧奨実施結果の分析・報告業務及びその他業務

受注者は委託期間中、以下の 2 回の報告等を行う。

ア　期中報告業務

発注者が提供したデータを分析し、発注者が受診率を向上させるための課題や伸びしろを解明し、報告を行う。期中報告の実施は 7 月から 10 月の期間内とする。

イ　年度末報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去検診経験者受診率・過去検診未経験者受診率の年間及び月別の集計を含む）について効果検証を実施し、その

結果を報告する。

報告に当たって必要なデータは、発注者から受注者へ直接提供する。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、本市に提案を行う。

ウ　その他必要とされる業務

発注者の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、発注者との同意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、発注者及び受注者の協議にて単価等を設定し実施する。

5　発注者及び受注者が行う業務

（1）委託業務の開始に当たり、発注者と受注者は委託業務の詳細を決定する打合せを実施し、事業計画書を作成のうえ、発注者に提出をする。

（2）打合せ場所や日時、方法については、発注者及び受注者が協議の上で決定する。

6　実施体制

次に掲げる要件を全て満たすこと。

（1）データ分析を行うシステム・技術等は、特許を取得しているなど、技術証明ができること。

（2）下田市（特定健康診査対象者数 4,300 名程度）と同規模以上の自治体で、本業務と同様の業務において、令和元年度から令和４年度法定報告値で少なくとも３％以上の受診率向上実績が 15 件以上あること。実績は別紙「実績調書」にて提出し、証明すること。

（3）受注者は自社に在籍する研究者（公衆衛生修士・博士）及び人工知能での分析を行う者を含む体制図を発注者に提示することができること。

（4）データ提供にあたっては LGWAN を通して提供が可能であること。

7　その他特記事項

（1）業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合はその限りではない。

（2）受注者は発注者が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。

（3）通知物が、宛先人不明等の理由から不着として受注者に返送された場合、委託業務完了後に原則廃棄を行う。

（4）委託業務により生じた成果物（通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。）に対する知的財産権は、受注者に帰属するものとする。ただし、受注者は、本契約の期間中、発注者及び受注者が協議のうえ、受注者の定める条件に従って当該成果物を無償で使用することができる。また、発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、成果物を改変、公表等するにあたっては、事前に受注者の承諾を

得るものとする。

（５）受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等をこの契約に基づく利用及びその業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。なお、この規定は、他の規定に優先して適用されるものとする。

（６）社会的経済情勢その他の情勢の変化により物価または賃金に著しい変動が生じた場合には、発注者及び受注者で協議し、委託料の額及び委託業務の内容を変更することができる。なお、郵便法の改正による郵便料金の変動または税法の改正による消費税等の税率等、法改正により委託料または消費税等が変動した場合には、受注者は委託業務完了日に応じて当該改正法施行日以降における当該変動内容に基づき計算した額を委託料とし発注者に請求できるものとする。

（７）その他、本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議して決定する。

別紙　発注者が受注者に提供するデータ等

発注者は、「令和７年度下田市特定健康診査受診勧奨業務仕様書」の定めに従い、実施する事業に応じて以下のデータを受注者に提供する。

１　委託業務の開始に当たって提供するもの

（１）特定健診関連情報データ

ア　特定健診・特定保健指導受診歴データ

・FKAC165／ファイル形式：CSV　過去４年度分（前年度分を含まない）

・FKAC167／ファイル形式：CSV　過去５年度分（前年度分を含む）

イ　特定健診対象者データ

各年度の当初時点(４月１日)で、その年度内の健診対象全員のデータを含むもの。

・FKAC161 又は FKAC173 など／ファイル形式：CSV　当年度を含む３年度分

※上記が抽出できない場合、もしくは上記が実際の勧奨対象者と乖離がある場合、発注者作成の特定健診対象者データ／ファイル形式：Excel, CSV

（２）被保険者情報データ

被保険者管理台帳（KDB 帳票 p26_006）／ファイル形式：CSV

（３）印刷・発送関連データ

ア　宛名印字用データ

・宛名データ／ファイル形式：Excel, CSV

※文字コードは原則 Shift-JIS、フォントは MS 明朝とする。

※個人識別番号（前項（１）の必須データに含まれる番号と同一のもの)、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カタカナ氏名が含まれること。

イ　外字ファイル／ファイル形式：TTE, EUF

ウ　宛名印字箇所レイアウト／ファイル形式：Excel

※宛名データのうち印字に使用する箇所を、受注者の定める様式に従い提供するものとする。

（４）資材作成用データ

ア　健診情報管理データ／ファイル形式：Excel

※資材に印字する健診情報について受注者の定める様式に従い提供するものとする。

イ　市町村章データ／ファイル形式：JPEG

※印刷に耐えうる解像度とする。

２ 通知物の発送の都度提供するもの

（１）印刷・発送関連データ

ア　発送対象者リスト作成データ

・除外データ／ファイル形式：Excel, CSV

※発送対象から除外対象者について、発送の都度受注者の定める様式に従い提供するものとする。

３ 期末報告前に提供するもの

（１）報告書関連データ

ア　報告書作成用データ

・受診結果データ／ファイル形式：Excel, CSV　当年度を含む３年度分

※受診者の個人番号、受診年月日（８ケタ）、受診区分フラグの３列を含むものとする。

４ その他

業務を実施する上で、本紙に定めのないデータが必要になった場合、、発注者及び受注者にて協議して提供する。